

第11号様式の6 (第5条関係)

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)					
会派・議員名 西 川 均					
年月日	令和6年4月1日 他				
表題	県政報告ホームページ 「愛する郷土をもっと元気に県民の喜びを生きがいとして」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 50% 葛城市、その他へのリンクの為				
内容	議会報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等				
ホームページ 制作等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書 番号
	開設制作費 保守料	合同会社 Reims	¥34,635	開設、制作保守料 48回分割払	1
	〃	〃	¥34,140	〃	17
	〃	〃	¥34,635	〃	21
	〃	〃	¥34,635	〃	28
	〃	〃	¥34,635	〃	37
	〃	〃	¥34,635	〃	46
	〃	〃	¥34,635	〃	58
	〃	〃	¥34,635	〃	67
	〃	〃	¥34,635	〃	78
	〃	〃	¥34,635	〃	96
	〃	〃	¥34,635	〃	106
	〃	〃	¥34,635	〃	115
	※ 50% 充当 合計 ¥207,562 円				
備考	ホームページアドレス: http://www.hitoshi-nishikawa.com 添付資料ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

西川ひとし（以下「甲」という。）と大和メディアプロモーション合同会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
 2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルイズ）。
 3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの手配。
 4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
- ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。
甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、または文書等により行う。
確認依頼通知の受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 支払い方法

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、乙の見積書に定める通りとする。
3. 料金の支払条件は、割賦払いとする。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。この場合、手付け金は返金しない。
また、手付け金とは別に、甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第 11 条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリーン等一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。
2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 12 条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記 1 の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第 13 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 14 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一

方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 15 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第 14 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第 16 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 17 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 18 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 19 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。

2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

第20条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和元年8月30日

甲

西川 均

〒633-0062 桜井市栗殿72南2F

乙

大和メディアプロモーション合同会社

事務所:〒633-0062 桜井市栗殿72南2F

本店:〒571-0013 大阪府門真市千石東町1-1

TEL/FAX 0744-45-1016 e-mail:info@daiwamedia.jp



西川ひとし 様

〒639-2141

葛城市弁之庄58-2 西川ひとし事務所

TEL 0745-69-1234

発行日: 2019/5/11



大和メディアプロモーション株式会社

代表社員 坂部星吾

〒633-0062

住所: 桜井市栗殿72 南2F

TEL/FAX: 0744-45-1061

E-mail info@daiwamedia.jp

見積No.: 20190507-n1

見積日: 2019/5/10



御見積書

下記の通り御見積申し上げます。

御見積金額 (消費税込)	¥1,630,800-
件名	ホームページ制作 一式

見積有効期限: 2019/6/30

お支払い条件: 銀行振り込み

見積金額明細

単位: 円

項目	内容	単価	数量	単位	金額
ディレクション	ヒアリング・企画・調査	200,000	1		200,000
デザイン	トップページ	100,000	1		100,000
	下層ページ	15,000	12		180,000
コーディング	トップページ	50,000	1		50,000
	下層ページ	10,000	12		120,000
サーバー・ドメイン		20,000	1		20,000
コンテンツ制作	動画(撮影・編集)	300,000	1		300,000
	CG	100,000	1		100,000
システム	構築	100,000	1		100,000
管理	運用・システム保守	100,000	1		100,000
	更新料	5,000	48		240,000

合計

¥1,510,000

消費税(8%)

¥120,800

税込み合計

¥1,630,800

備考

社会保障・税番号制度
国税庁 法人番号公表サイト

令和6年10月30日10時26分時点の情報です。

合同会社Reimsの情報

最新情報

法人番号

8120003014523

商号又は名称

合同会社Reims

商号又は名称(フリガナ)

ランス

本店又は主たる事務所の所在地

大阪府大阪市北区西天満6丁目2-3-208

最終更新年月日

令和6年2月26日

こちらの検索結果画面を印刷した書面は、法令(注)が規定する法人番号等の告知の際に、金融機関等に提示する書類の一部として使用することができます。

(注) 「所得税法」、「租税特別措置法」、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」及び「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」

変更履歴情報

公表以後の変更履歴について表示しています。

No.1	事由発生年月日	令和6年2月20日
	変更の事由	商号又は名称の変更
	旧情報	ダイワメディアプロモーション 大和メディアプロモーション合同会社
No.2	事由発生年月日	令和5年10月19日
	変更の事由	本店又は主たる事務所の所在地の変更
	旧情報	大阪府門真市千石東町1番地コーポ千石1号棟308号室
No.3	法人番号指定年月日	平成30年7月20日
	新規	

(C) 2015 国税庁(法人番号7000012050002) 社会保障・税番号制度

〒113-8582 東京都文京区湯島4丁目6-15 湯島地方合同庁舎
国税庁 長官官房企画課 法人番号管理室 所在地情報



第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 西 川 均					
年月日	令和 6 年 4 月 18 日 (木) 他				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL36」 11,000 部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	2 月定例議会の報告を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。				
内容	一般質問を要約。 メガソーラー建設関連予算を修正 消防学校移転計画は棚上げ 葛城市県社会教育センターの活用 国道 165 号大和高田バイパスの整備 県政 HOT ニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	(合)Reims ※大和メディ アプロモシ ョンから社名 変更	¥ 210,056	企画、編集、印刷	11
	折込料	(株)読宣	¥ 34,265	@3.10×10,000 部 ×1.1	5
	※ 90 % 充当 合計 219,888 円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL36」				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政報告

VOL.36

令和6年2月議会

一般質問

西川
ひとし奈良県議会議員(蜀城市選挙区)
会派：自由民主党・無所属の会

大荒れの末 修正案可決

聞く耳を持たぬ山下知事

2月議会は3月25日に閉会となりました。令和6年度予算は私の所属する「自由民主党・無所属の会」が、県の予算案に対して防災関連事業などの一部を見直した修正案を提出し、可決されました。なお、太陽光発電に関する条例改正案は、知事が再議(※)を求めたため廃案となりました。

2月議会は私が一般質問も行っているので、要約してお届けいたします。質問は奈良県が直面する課題について、次の4つを質問しました。「土木・建築技術職員の不足」「消防学校の移転整備」「蜀城市の県社会教育センターの活用」「国道165号大和高田バイパスの整備」に関するものです。

▼質問「土木・建築技術職員の不足」

奈良県内、特に過疎地域や小規模市町村で土木・建築技術職員の不足が深刻化しています。この不足が、公共工事の品質低下や防災増大といった問題を引き起こしています。状況の改善に向けた対策として、県や市町村、民間企業か

ら成る「建設技術センター」のような法人の設立を知事に提案しました。技術者が不足している市町村を支援するため、全国43の道府県に、県が関わって法人が設立されています。それを検討すらしないと知事は発言。山下知事は、人材不足の問題を認識しているものの、「新たな法人設立の必要性はない」として既存の支援策を継続し、「職員の採用強化や技術研修への参加を促進する」としました。これまでの施策が効果を発揮していないから、技術者不足を招いているということ、知事は認識されていないようで誠に残念です。即興での回答はお粗末としか言えません。どうやって具体的に技術者不足を補うかについて言及すべきところでしよう。知事には現場の深刻さを理解してもらいたいところです。



主要トピック

メガソーラー建設関連予算を修正

消防学校移転計画は棚上げへ

戦後初の再議に持ち込む知事

太陽光発電の建設に一定の歯止めをかける、わが会派提案の条例案は知事が再議に付し廃案。



「提案に対して前向きに考える気があるのか」との問いに「前向きに検討する気はない」と答えて腕を組む山下知事

▼質問「消防学校の移転整備」

消防学校の老朽化と敷地面積の不足により、移転整備が必要とされています。私は、移転先として旧高田東高等学校が選ばれた経緯と、地元での受け入れ体制について質問しました。山下知事は、移転先として選ばれた理由として、必要な敷地面積の確保、アクセスの良さなどを挙げ、浸水想定区域内であることへの懸念にも対策があると回答しました。それに対し他の可能性ある地域との比較や、移転先選定の過程での検討内容についてさらなる説明を求めましたが、知事は既存の選定理由を重ねて説明し、他の選択肢には触れることはありませんでした。

「補足」採決によって移転についての計画策定を阻止することができました。【裏面へ】

※再議とは
再議とは首長の権利で「拒否権」とも呼ばれています。自治体の長は、議会が行った条例制定や予算などに関する議決に異議がある場合、再度の審議と議決を求めることができます。再議権が行使され、議会側があらためて議決する場合、出席議員の3分の2以上の同意がなければ、当初の議決は無効となります。議決が無効となった場合、首長側は原案を再提案する必要があります。その際は過半数の賛成があれば可決されます。今回、山下知事は、条例の改正案は再議に付し、新年度予算の修正案については再議していません。どういふことかというところ、予算を再議すると、3分の2の賛成を得ることが難しく、否決される可能性が高いです。予算の修正案が否決されると、知事提出の当初の予算を再度、採決することになります。そうなることで、過半数の賛成をとるのが難しく、山下知事が判断したためです。このためわが会派が提案した新年度予算の修正案が可決することとなりました。なお、奈良県議会における再議は戦後初のことで、再議は議論を尽くしたうえで行うものであり、メガソーラーを巡る住民の声、さらに私たちの意見を否定する、山下知事の議会軽視が浮彫になりました。

2月議会 西川ひとし 一般質問

▼質問「葛城市の県社会教育センターの活用」

葛城市にある県社会教育センターが休館状態にあることを受け、その再活用に向けた計画を質問しました。特に宿泊施設の誘致による観光促進の可能性について質問しました。山下知事は県と葛城市が民間事業者に対して聞き取り調査を進めており、複数の企業から意見を集めている状況を説明しました。誘致に当たり、観光需要の見込みや周辺のまちづくりとの整合性が重要な要素であると指摘し、宿泊施設の建設には市街化調整区域の規制等の克服が必要であると述べました。私は県と葛城市が連携して積極的に取り組むべきであると強く申し上げました。

▼質問「国道165号大和高田バイパスの整備」

国道165号大和高田バイパスの整備進捗状況について質問しました。このバイパスの完成は、地域の交通渋滞解消や安全性向上、さらには経済活動の促進に寄与するとしています。県土マネジメント部長は、用地買収や地元自治体との協議が進んでいるものの、未整備区間の完成にはまだ時間がかかることを回答しました。未整備区間の早期完成に向け、県としても国に対して協力を支援助を継続していくとしました。

▼一般質問を終えての感想

今回の議論の中で、消防学校の移転整備に関して、納得できるものではありません。山下知事は、既に選定された場所の利点を強調するばかりで、政策決定過程における複数の要因の考慮と、地元住民や利用者の利便性への配慮が欠けています。奈良県が抱える諸問題に対して解決策を模索することを念頭にいただいた今回の一般質問でしたが、山下知事及び関連部署は、既存の方針や対策を説明することに固執し、私の提案や疑問に対して、前向きな検討を約束することはありませんでした。山下知事の不誠実な対応を、今後も追及してまいります。

県政 HOT ニュース

奈良の鹿新たな管理へ

奈良県内の鹿保護と管理について、新たな対策の導入が検討されています。奈良公園の鹿を保護する「奈良の鹿愛護会」が運営する施設では、農作物被害を引き起こした鹿を「特別柵」と呼ばれる区画内で収容していますが、これらのシカの管理に問題があるとの通報を受け、奈良県と奈良市による調査が行われました。調査の結果、施設の管理体制が不適切であると結論付けられました。

この問題に対処するため、県は学識経験者らから成る委員会を設け、鹿の管理方法について新たな方策を検討。3月25日に開催された委員会では、農作物被害を防ぐために特別柵で収容されている鹿の管理に関する現状が報告され、その効果が十分でないことが指摘されました。委員からは、鹿の数を減らすために駆除も含む新たな管理方法の必要性が提案され、この方針で一致しました。委員会は、来年度中に具体的な新方策をまとめる予定です。この動きは、奈良公園の鹿の保護と地域の農作物被害の防止という、双方の課題解決に向けた重要な一歩となります。

ひとしのひとりごと

○…テレビや新聞報道でご承知の通り、奈良県2月議会は荒唐となりました。前荒井知事が進めた計画を全面的に見直したことにより、議会および関係地域住民をも巻き込み大混乱を起こしています。その原因は、一方的にメガソーラーの建設を発表した知事にあると言わざるを得ません。

○…そんな計画を盛り込んだ新年度予算を承認する訳にもいきません。知事の独善的で横暴な態度は、北高南低の解消を標ぼうする私の政治信条とも相反します。何卒、ご理解をいただきますよう、お願いいたします。

○…これまでの流れを整理しますと、県は、新年度当初予算案として一般会計総額5400億円余を2月定例会に提出しました。この予算案には、

地元の声無視したメガソーラー 決定プロセスに異議あり

五條市にメガソーラー施設を含む防災拠点を整備するための費用が含まれていましたが、私どもが所属する「自由民主党・無所属の会」が、これを削除し、県全体の防災体制強化のための基本構想策定費用に充てる修正案を提出しました。

○…降ってわいたような山下知事のメガソーラー建設計画は、決定までのプロセスが不透明であること、さらに防災拠点についての議論が不十分であり、山下知事の独断的判断と言わざるを得ません。修正案は、日本維新の会の議員が退席する中、賛成多数で可決されました。

○…五條市では、太陽光発電設置に関する条例を可決しており対決姿勢をさらに強めています。メガソーラーに関しては環境面への影響さらに、いろんな問題も表面化しています。

○…防災拠点整備用地に設けたメガソーラーが、災害を招くことがあるやもしれません。その辺の論議も重要です。



奈良県の“北高南低”解消！

県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2141 葛城市弁之庄58-2
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 西 川 均					
年月日	令和6年7月30日（火） 他				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL37」 11,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	6月定例会の報告を行い、意見、要望等を求める。				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。				
内容	6月定例会 メガソーラーについて 災害応急対策検討部会とは リニア中央新幹線 三重・奈良・大阪会議設置 県政 HOT ニュース ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	(合)Reims ※大和メディ アプロモシ ョンから社名 変更	¥210,056	企画、編集、印刷	39
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3.10×10,000部 ×1.1	36
	※ 90 % 充当 合計 219,888 円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL37」				

注 発行した広報紙を添付してください。

県政報告 VOL.37

令和6年6月議会

西川 ひとし



奈良県議会議員(葛城市選挙区)
会派:自由民主党・無所属の会

メガソーラーは不必要

災害応急対策検討部会

五條市の用地

こんにちは西川ひとしです。暑さ厳しいおり、熱中症には特に気をつけていただきたいと思います。さて、7月3日に開会した6月議会におきまして当会派の中野雅史氏を議長に選出し、私は総務警察委員会の委員長を拝命いたしましたこと、ご報告させていただきます。また、「奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条列の一部を改正する条例」は否決されました。今回の県政報告では、山下真知事が唐突に発表し、関係者に混乱を与えている五條市のメガソーラーの件を取り上げます。

◇

7月10日に開催された第3回災害応急対策検討部会において、河田部会長が「配電網さえしっかり整備すれば、災害時でも電力不足に陥る危険性は少なく、メガソーラーは不必要だ」と発言したことで、山下知事のメガソーラー構想にひびが入ったと思います。山下知事は河田部会長の趣旨を完全には理解していないといつも、災害時に水力発電所が使用できるという意見に、山下知事は、奈良県南部に水力発電所

から、五條市の県有地に電力を供給するため送配電網を整備する案に触れました。しかし、実際には現在の電力供給源が水力発電なのか、原子力発電所や火力発電所からの供給なのかを確認する必要があると述べました。また、関西電力が新たな送電ルートを見直すことは現実的ではないとし、県が関西電力に対して費用を負担するかどうかを検討する必要があると指摘しました。

一方、知事は災害時に送電網が寸断されるリスクに対して懸念を示し、防災拠点や孤立した集落への非常用電源供給のために、自立型電源としてのメガソーラーの重要性を強調しました。経済的な観点からも、民間に太陽光発電施設を設置させ、その売電収入の一部を県に還元するスキームを提案しました。

また、記者からの質問に対して、メガソーラーが不要と結論付けられた場合の対応については、「現時点で仮定の質問には答えられない」と述べつつも、蓄電池をヘリコプターで届けるスキームが必要であるとの認識を示しました。



主トピック

山下知事のメガソーラー構想にひび
国へ17の要望をまとめる
債務不履行で県がJTBを提訴

災害応急対策(防災拠点)検討部会 委員名簿

◎部会長

氏名	所属	役名	専門分野
河田 恵昭	関西大学 社会安全学部	特別任命教授	巨大災害、都市災害
重 慶志洋	関西大学 社会安全学部	准教授	災害社会学
高橋 良和	京都大学 大学院 工学研究科 社会基盤工学専攻	教授	地盤工学
久 隆浩	近畿大学総合科学部 環境・まちづくり系専攻	教授	環境・まちづくり
岡田 真人	九州大学グリーンテクノロジー 研究教育センター	特任教授	エネルギー貯蔵、蓄電技術
伊藤 忠通	奈良県立大学	名誉教授	財政学・公共政策
上野 明敏	元陸上自衛隊中部方面航空隊長 第八航空団司令部	-	航空輸送

※部会から西川均委員、小村尚己委員

今回の検討部会では、河田部会長の問題提起を踏まえ、送配電網の現状や災害時の影響についての調査結果を基に議論が行われる予定です。山下知事は、関西電力との協議を通じて、県内の送配電ルートや災害時の対策をしっかりと把握し、必要な対策を検討していくと述べました。しかしながら、作業部会で右はつきりと不要という声があがっていることを真摯にうけとめ、早急にメガソーラー建設計画のアドバランを降ろすことではないでしょうか。

「災害応急対策検討部会とは」大規模かつ広域的な災害が発生した際、人的・物的支援を迅速かつ円滑に受け入れるなど防災体制の構築が必要となるため、想定される災害リスクを踏まえ、広域防災拠点の整備方針など県全体の防災体制について、「(仮称)奈良県総合防災体制基本構想」としてとりまとめに向け、有識者に意見をいただく場として設けられました。

県政 HOT ニュース

リニア中央新幹線
三重・奈良・大阪会議設置

リニア中央新幹線の整備において、名古屋以西の駅位置がルートに影響するため、「リニア中央新幹線三重・奈良・大阪建設促進連携会議」が設立され、三重・奈良・大阪の行政課題を共有し、連携を深めることになりました。この会議の結果概要は、後日各府県のホームページで共有される予定です。

会議のメンバーには、三重県地域連携・交通部長、奈良県県土マネジメント部長、大阪府都市整備部長が含まれ、オブザーバーとして国土交通省鉄道局幹線鉄道課長や東海旅客鉄道株式会社中央新幹線推進本部副本部長が参加します。

17項目の提案と要望

令和7年度政府予算編成等に向け、県の重点施策を推進するために必要な国の予算の確保及び制度の創設・拡充等について、17項目の提案・要望を関係省庁に行います。

①「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録支援（文化庁）②保育士の処遇改善（こども家庭庁）③保育所等における児童の健康診断の実施方法の明確化等（こども家庭庁）【新規項目】④児童虐待防止体制の充実（こども家庭庁）【新

規項目】⑤地域脱炭素化・水素社会実現に向けた取組への支援（経済産業省・環境省）⑥観光地域づくりに対する支援の改善（観光庁）【新規項目】⑦農振法改正による農用地面積目標の柔軟な運用（農林水産省）【新規項目】⑧防災・減災対策等への継続的な支援（内閣官房・総務省）⑨大規模災害の対応力強化（流域治水の推進）（総務省・国土交通省）⑩大規模災害への対応力強化（土砂災害対策の推進）（国土交通省）⑪広域道路ネットワーク整備の加速（国土交通省）⑫（仮称）奈良ICへのアクセス整備と交通結節点機能等の強化（国土交通省）⑬ウォーターPPPによる下水道施設の老朽化対策と下水汚泥のエネルギー化推進（国土交通省）⑭近鉄大和西大寺駅・平城宮跡周辺の渋滞踏切の解消に向けた取組（連続立体交差事業等）の推進（国土交通省）⑮リニア中央新幹線「奈良市附近駅」早期確定への支援（国土交通省）⑯平城宮跡歴史公園、奈良公園、飛鳥・藤原地区の整備推進（国土交通省）⑰こども子育てにやさしい公園機能の拡充の推進（国土交通省）【新規項目】

ひとしのひとりごと

〇…報道でもご承知のことと思いますが、山下知事は、新型コロナウイルスに関連する業務委託において、約6400万円の過払いがあったとして、大手旅行会社「JTB」に対して損害賠償を求め、今議会でも承認されました。

〇…この問題は奈良県がJTBと新型コロナウイルス感染防止対策を実施する飲食店を認証する事業など、計33件、総額170億円以上の業務委託契約を締結した中で発生しました。そのうち9つの事業において、約6400万円の過払いが疑われています。県の監査により、事業の実施状況の確認が不十分であると指摘され詳細な調査が行われました。

〇…その結果、JTB側が提出した実績報告書と勤務実態に違いがあることが判明し、県は関連する資料の提出を求めましたが、JTBがこれに応じなかつ

たため、訴訟を提起することにしたものです。

〇…さらに、県はこの他にも同様の不一致があるとして、過払い金は最大で2億円に上る可能性があるとしています。山下知事は「県が指摘したにもかかわらず、差額の返還に応じてもらえなかったため提訴することにした」と述べています。

〇…今回の訴訟提起は、奈良県にとって重大な一歩です。新型コロナウイルス対策に関連する業務委託契約において、県が過払い金の返還を求めることは、公正かつ透明性のある行政運営のために不可欠です。特に、膨大な予算が投入される中で不正や誤りを見逃さない姿勢は、県民の信頼を守るためにも重要です。

〇…一方で、JTBの反応からは、今回の事態が予想せぬものであったことが伺えます。契約内容の解釈や運用において、両者の間に認識の違いがあった可能性も否定できません。こうした背景を考慮すると、今後の裁判では、双方の主張がどのように整理されるのかが注目されます。

JTBへの提訴は透明性
のある行政運営に不可欠

奈良県の“北高南低”解消！



県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2142 葛城市北道穂 117-3
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第11号様式の5（第5条関係）

政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）					
会派・議員名 西 川 均					
年月日	令和6年11月7日（木） 他				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL38」 11,000部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	9月定例議会の報告				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の10%を占めるため。				
内容	代表質問の内容。 広域防災拠点の整備について 国体に向けたスポーツ施設の整備について 「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録について 道路整備の推進について等。 ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	合同会社 Reims	¥210,056	企画、編集、印刷	71
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3,10×10,000部 ×1.1	72
	※ 90%充当 合計 219,888円				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL38」				

注 発行した広報紙を添付してください。

代表質問内容

- ①広域防災拠点の整備について
- ②国民・全国障害者スポーツ大会について
- ③「飛鳥・藤原の宮都」世界文化遺産登録について
- ④奈良県職員の公益通報窓口について
- ⑤第77回全国植樹祭の開催について
- ⑥保育の人材確保について
- ⑦道路整備の推進について



令和6年9月議会

代表質問

西川 ひとし



奈良県議会議員（高市選挙区）
会派：自由民主党・無所属の会

五條のメガソーラーは断念も 南部振興はおざなりですか？

こんにちは、西川ひとしです。9月定例会は10月23日に開会し、一般会計補正予算や奈良県道路基本計画の変更など21の議案を承認・可決しました。また、この議会において私は自民党無所属の会を代表して質問を行いましたので、内容を報告させていただきます。知事の答弁が終わった後、議席から南海トラフ地震などに対する防災拠点に関連して、改めて山下真知事に、災害時における電源確保を、メガソーラーで賄う考えについて質問しました。知事はメガソーラーの必要性を延々と述べたうえで、考えに変わりはないとしました。しかしながら、五條市への設置については条例のこともあり、了承が得られれば議会に議案を提出したいと発言。未練を残しながらも、強行に進める意志を示さず、実質的に断念しました。あと、残念なのは、全国植樹祭は平城宮跡を会場として、南部の開催については考えていないということです。専門の委員会の意見を受け入れたことですが、北高南低の格差の現実を、知事にはもつと知ってほしいと願うばかりです。南部振興をおざなりにしていると言いたいところ

です。

▼広域防災拠点の整備について

災害応急対策検討部会の中間とりまとめでは、北部中核拠点および南部中核拠点の2拠点を中核とする災害応急対策の方針が示されたが、この方針に至った考えを伺いたい。また、南海トラフ地震が発生した際、奈良県は被害が比較的小さいと想定され、近隣府県への応

援が期待されるが、所見を聞きたい。

北部中核拠点および南部中核拠点を中心とする広域防災拠点の配置スタイルと比較し、体系的に整理した結果、両拠点が連携して災害対応に当たることを決定した。各広域防災拠点の機能や規模を整理し、支援物資の受け入れに必要な面積を算定した。北部中核拠点は、県立橿原公園や医大新キャンパスなどの施設を活用し、救助活動拠点や物資輸送拠点として整備する。南部中核拠点は、五條県有地を活用し、救助活動拠点や物資輸送拠点として使用する予定だ。特に南部中核拠点では、ベースキャンプやヘリポートなどの施設を整備し、災害対応の中心拠点とする。南海トラフ地震の際には、近隣府県への応援も重要であるという意見が検討部会から寄せられた。大規模災害が発生した場合、まずは県内の災害応急対策が優先されるが、近隣府県との連携も視野に入れ、県内の防災拠点を活用した訓練などにも取り組む。

▼国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ施設の整備について

新設アリーナの整備場所について、橿原公園以外の場所も含めて広く検討すべきではないか、知事のご意見を伺いたい。大会後のスポーツ振興を見据えて、県全体のスポーツ施設充実について、市町村の施設整備への支援方針を効きたい。

令和6年度予算において、新アリーナの必要面積や他事業での活用可能性、

また中心地域に位置することを条件に、橿原公園以外の候補地を検討したが、民有地の買収に時間的余裕がないことが判明した。しかし、6月議会では「スポーツ文化防災の機能を複合するべき」との意見もあり、さらに7月22日には奈良県と橿原市によるまちづくり協議会が開催され、医大新駅周辺へのにぎわい施設の提案もあった。そこで私は、医大新駅西側へのアリーナ整備を提案し、橿原市長から協力の了承を得た。この候補地は県有地と市有地を合わせて約2万8000平方メートルを確保でき、条件を満たすものと考えている。また、スポーツ施設の市町村支援については、昭和59年の若草園体時に整備された多くの施設が老朽化しており、これを改修することが重要だ。県としても施設改修費用の補助を継続していく。

▼「飛鳥・藤原の宮都」の世界文化遺産登録について

「飛鳥・藤原の宮都」が世界文化遺産の国内推薦候補に選定されたことについて、知事の所見と、令和8年の世界文化遺産登録に向けた意気込みを伺いたい。

「飛鳥・藤原の宮都」が国内推薦候補に選定されたことは、長年の取り組みが結実したものであり、橿原市長や桜井市長、明日香村長、県議会議員、そして県民の皆様の努力によるものと認識している。また、国内外の専門家の皆様のご指導に感謝する。今後、文化審議会が示した課題に取り組み、推薦書の明確化や保護措置の充実を図り、令和8年の登録に向けて全力を尽す。さらに、外交面でもリーダーシップを発揮し、国内外でプレゼンテーションを行う必要がある。協議会としても引き続き努力し、県民とともに心を一つにして登録に向け邁進していく。

▼県職員の公益通報窓口について

公益通報を行った職員の保護の観点から、匿名性の確保や公正な判断が行われるよう、県行政機関外部にも公益通報窓口を設置すべきではないかと考えるが。

▼県では、平成18年に公益通報者保護

法が施行され、同年10月に総務部人事課に公益通報窓口を設置した。積極的な通報が行われるよう、年2回の窓口周知を行っているが、通報者の保護や匿名性の確保が重要だ。現状の内部窓口だけでは不十分であり、今年度中に組織から独立した外部通報窓口を新たに設置する予定だ。組織全体のコンプライアンス推進を図る。

▼第77回全国植樹祭の開催について

第77回全国植樹祭が令和9年度に奈良県で開催される予定だが、どのような大会を目指しているのか。また、現在の準備状況についても併せて伺いたい。

▼全国植樹祭が開催されることは非常に

光栄なこと。昨年度設置された準備委員会では、基本理念や開催候補地を検討し、奈良市の平城宮跡を会場候補地に定めた。この大会では、奈良県の自然や歴史文化の魅力を全国に発信し、訪れる人々が「また来たい」と思うような温かい大会にしたい。さらに、先人たちの営みを受け継ぎ、100年後の未来に向けた希望を持てる大会にしたい。

▼保育の人材確保について

待機児童解消のため、保育士等の確保にどのように取り組んでいるのか。

▼保育士の確保は、給与引き上げや処遇

改善が不可欠。令和5年度の調査では、7割以上の保育士が「給与が低い」と回答しており、県外への人材流出が大きな課題だ。このため、8月には保育

士給与の改善を国に要望した。加えて、県内保育施設に勤務する保育士の給与加算を実施する市町村に対し、県が補助を行う制度を開始し、大きな効果を上げている。また、保育士資格を持ちながら未就業の保育士に対して、キャリアアドバイザーによる復職支援も強化している。

▼道路整備の推進について

「奈良県道路整備基本計画」が平成26年に策定されてから10年が経過したが、この間、どのような成果があったのか。また、この度計画が改定されるが、今後奈良県の道路整備をどのように進めていくのか。

▼平成26年に条例を制定し、これに基づき、今後5年間の道路整備の方向性を示す計画として「奈良県道路整備基本計画」を策定した。この計画は、多様化するニーズや様々な課題に対応するため、道路整備の目的を明確にし、体系的かつ総合的・計画的に進めていく。また、令和元年の計画改定では、新規事業化における評価基準の充実や評価実施プロセスの徹底を図り、選択と集中の考え方を一層進化させ、整備促進に努めた。この計画に基づき、「橿原ジャンクション」の大阪方面接続ランプの供用が見込まれており、奈良県の道路整備における進展が近畿圏内で2位、全国でも10位となっている。こうした道路整備の取り組みは、地域経済の活性化に大きな効果をもたらしていると考えている。さらに、紀伊半島アンカールートを構成する国道168号線においては災害に強い道路整備が着実に進んでいる。しかしながら、奈良県の道路整備率は依然として全国最下位であり、道路整備をさらに加速させる必要がある。引き続き、道路整備の加速化と計画的な維持管理を進め、激甚化・頻発化する災害に対応し、県内経済の発展や県民の安全・安心の確保に努めていく。

ひとしひとろ

○…全国植樹祭は、地域の緑化活動を推進し、森林の重要性を再認識するための大切なイベントです。奈良県南部もその豊かな自然環境を活かし、開催地となることを期待していましたが、残念ながら今年はその機会を逃してしまいました。私にとっても、地域住民や関係者にとって大変残念な出来事です。

○…県南部は、吉野山をはじめとする美しい山々や豊かな森林資源を有しており、植樹祭にふさわしい自然環境が整っています。また、南部地域には多くの地域資源があり、地元の特産品や文化も豊かです。このような地域の魅力を発信する絶好の機会である植樹祭が開催されないことは、地域振興や観光の観点からも惜しまれます。

○…全国植樹祭が実施されることで、地域住民が一堂

植樹祭の会場選びは返す返すも残念

に会し、植樹活動を通じて環境保護の意識を高めるだけでなく、地域の団結を強めることができます。さらに、参加者や観光客が地域に訪れることにより、地元の経済活性化にも寄与することが期待されます。開催地が南部であれば、地域の自然や文化に触れる貴重な機会を提供できただけに、その開催が実現しなかったことは非常に残念です。

○…このような機会を失った今、奈良県南部はどのようにして地域の緑化や環境保護に取り組んでいくべきでしょうか。地元の学校や団体と連携し、地域内で小規模な植樹活動を継続的に行うことや、地域の特産物を使った環境教育プログラムを実施することが考えられます。また、南部地域の魅力をアピールする取り組みを進めることで、南部の振興につながるイベントを誘致していくことが大切だと考えます。



奈良県の“北高南低”解消!

県政に関する疑問や質問は、西川ひとしにお寄せください。

〒639-2142 葛城市北道穂 117-3
TEL:0745-69-1234 FAX:0745-69-7891

第 1 1 号様式の 5 (第 5 条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等) 会派・議員名 西 川 均					
年月日	令和 7 年 1 月 31 日(金) 他				
表題と発行部数	広報紙 「県政レポート VOL39」 11,000 部発行				
対象者	葛城市内				
配布方法	新聞折込				
発行目的	12 月定例会の報告				
按分率の説明	按分率 90% 顔写真の部分が全体の 10%を占めるため。				
内容	K-POP コンサート開催に関する予算案 補正予算における重点施策 観光振興と地域経済の活性化 高齢者虐待の状況 ひとしのひとりごと				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	版下作成 印刷費	合同会社 Reims	¥210,056	企画、編集、印刷	98
	折込料	(株)読宣	¥34,265	@3,10×10,000 部 ×1.1	89
	※ 90 % 充当 合計 83,700 円 (充当額が収入額を超えるため、上記金額を充当)				
備考	添付資料：広報紙「西川ひとし県政レポート VOL39」				

注 発行した広報紙を添付してください。

西川ひとし

県政レポート VOL.39

奈良県議会議員(郡山市選挙区)会派・自由民主党・新奈良の会



三〇三五年新年号

脱皮する奈良 新たな未来へ

新年あけましておめでとうございます。

先月開催された12月議会において防災・減災対策や公立病院への支援、広域道路ネットワーク整備といった県民生活に直結する施策が承認される一方で、TVやSNSでも話題となった奈良公園で開催予定のKPOPコンサートに関する予算案は、賛否両論の中で可決され、地域振興や観光促進の一環として進められることとなりました。今回の結果は、旧来の奈良から脱皮し、新たな未来に向けていかに課題を乗り越え、可能性を切り拓くかを問うターニングポイントになるかもしれません。県民あげて奈良の発展を目指すことが大切となります。

本年は干支でいうと巳年にあたります。古来より巳年は、変革や成長、繁栄の象徴とされています。蛇が古い皮を脱ぎ捨てるように、奈良県も新たな挑戦と進化の年にするべきだと考えます。そこで昨年12月議会を通じて課題となった部分を私なりに考察し提言をまとめました。

①KPOPコンサートの開催による経済効果

▼ひとしが考える課題：観光振興と県民感情の乖離

奈良公園でのKPOPコンサート開催に関する多額の予算案が議論を呼びました。観光促進や地域経済活性化を目的とした事業ですが、以下の反対意見が浮上しています。

- ①奈良公園の文化的景観に合わない
 - ②一過性のイベントに巨額の税金を投入することへの不満
 - ③税金の使途の透明性や県民理解の不足
- ▼ひとしの提言：イベントの意義を丁寧に説明

し、透明性を高めた予算運用が必要です。また、イベントによる具体的な経済効果を示し、県民の支持を得る努力が求められます。

②補正予算における重点施策

▼ひとしが考える課題：地域の基盤整備と持続可能な発展

補正予算では、防災・減災、公立病院支援、広域道路ネットワーク整備が中心的な項目として承認されましたが、以下の課題が残されています。

- ①防災・減災対策における効果測定や地域住民への浸透度
- ②公立病院の経営改善と地域医療の維持
- ③広域道路ネットワークが観光や物流に与える具体的な影響の明示

▼ひとしの提言：各施策が県民生活にどのように貢献するかを具体的に示し、進捗状況や効果を定期的に公表する仕組みが必要です。

③交通アクセス整備と広域連携

▼ひとしが考える課題：奈良ICのアクセス整備を含む交通結節点機能の強化

交通網の整備は地域経済にとって重要ですが、以下の課題があります。

- ①奈良ICアクセス整備の進捗と予算確保の見通し
- ②近隣府県との連携強化が経済に与える波及効果の不透明さ

▼ひとしの提言：計画の優先順位を明確化し、近隣府県との広域的なビジョンを共有することが求められます。

④観光振興と地域経済の活性化

▼ひとしが考える課題：持続可能な観光モデルの確立

①観光振興策としてKPOPコンサートを推進する一方、伝統的な観光資源の魅力をどう活かすかが問われています。

②デジタル技術を活用した観光プロモーションの遅れ

③奈良ならではの体験価値を創出する取り組み不足

▼ひとしの提言：観光資源を長期的に活用するための計画を策定し、地域住民と連携した持続可能な観光モデルを導入する必要があります。

⑤財政健全化とサービスの両立

▼ひとしが考える課題：投資と県民サービスのバランス

①新規事業やイベントへの投資と、既存の県民サービスを維持する必要があります。

②予算の偏りによる他分野への影響

③長期的な財政計画の不明確さ

▼ひとしの提言：中長期的な財政戦略を示し、県民サービスの維持・向上と新規事業の両立を図る仕組みが必要です。

県民一人ひとりが関わり新しい奈良を創出！





県政HOTニュース

高齢者虐待は増加傾向 令和5年度の高齢者虐待状況

令和5年度における奈良県内の高齢者虐待の状況が、法律に基づき公表されています。高齢者虐待は、施設従事者によるものと養護者によるものの2つに大きく分類され、いずれも重大な問題として注視されています。

(1) 養介護施設従事者による虐待

県内の介護保険施設や介護サービス事業所で従事している者による虐待は、16件（前年度4件）発生しています。このうち、被害者は男性3人、女性24人、合計27人が被害を受けました。年齢別では、70～79歳が3人、80～89歳が14人、90歳以上が10人となり、特に高齢者が多いことがわかります。さらに、25人が認知症を患っていることも特徴的です。

(2) 養護者による虐待

高齢者の世話をしている家族や親族、同居人による虐待は147件（前年度123件）と増加しています。このうち、被害者は男性32人、女性119人となっており、特に女性が多い傾向です。年齢別では、65～69歳が7人、70～79歳が46人、80～89歳が77人、90歳以上が21人となり、やはり高齢者の割合が高いことがわかります。

虐待の内容としては、「身体的虐待」が105件、「心理的虐待」が64件、「介護等放棄」が26件、「経済的虐待」が20件、「性的虐待」が2件となっています。さらに、被害者の約3割が要介護3以上で、9割以上が認知症を患っています。虐待者との続柄では、最も多いのは「息子」61人で、次いで「夫」40人、「娘」28人となり、約9割の被害者が虐待者と同居していることが明らかになっています。

施設従事者や養護者による虐待が共に増加していることが示されています。特に、認知症を患う高齢者や要介護度が高い高齢者が虐待を受けるケースが多く、問題の深刻さがうかがえます。これらの状況に対して、今後の対策として、虐待防止の啓発活動や、介護者の支援体制の強化が一層求められています。

令和7年度府予算案等に 県が提案と要望をあげる

▽飛鳥・藤原の宮都「の世界遺産登録に向けた支援▽地域を守る「命の砦」である公立病院への支援▽防災・減災対策等への継続的な支援▽広域道路ネットワーク整備の加速（直轄道路分）▽（仮称）奈良ICへのアクセス整備と交通結節点機能等の強化

ひとしひとり

巳年に思う奈良の発展 殻を破る脱皮は絶対必要でしょう

〇…奈良県はその古都としての歴史と文化が息づく地域であり、多くの観光客を引き寄せてきました。しかし、近年では他府県と比較して観光客数が伸び悩んでいるという課題に直面しています。このような状況において、今年の巳年が象徴する「再生」の力を活用することが、奈良の観光振興において重要な意味を持っています。

〇…巳年に象徴される「脱皮」や「再生」のテーマは、伝統を大切にしながらも変化を受け入れ、前進する力を表しています。この変革の精神を観光振興に生かすためには、新しい観光プランやデジタル技術を取り入れたプロモーションが期待されます。また、奈良の豊かな自然や文化遺産を基盤にしたサステナブルツーリズムの推進が、持続可能な観光を実現する道を切り開くことでしょう。

〇…一方で、農業分野でも巳年の象徴的な要素が重

要な役割を果たします。奈良の農業は、長い歴史を誇る伝統的な産業でありながら、時代の流れに合わせて革新が求められています。蛇が脱皮するように、農業の方法も見直し、最新の技術を取り入れることが必要です。具体的には、スマート農業の導入や地元農産物のブランド化がその一例として挙げられます。これにより、農業の生産性が向上し、地域産品に対する需要も高まり、地域経済の活性化につながることを期待されます。

〇…さらに、令和7年度補正予算においては、防災・減災対策や公立病院への支援、広域道路ネットワークの整備が重点項目として挙げられています。これらの施策は、奈良県民の生活の質を向上させるための重要な基盤づくりとなり、県内外の人々の移動をスムーズにし、地域経済の発展を支えるものです。特に（仮称）奈良ICへのアクセス整備など、交通インフラの強化は地域経済にとって大きな刺激となるでしょう。

令和6年度雇用状況報告書

会派・議員名

西川 均

① 雇用者	氏名 住所 電話番号
② 雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ 派遣等
③ 雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
④ 職務内容	政務活動に係る調査補助及び後援会関係事務
⑤ 給料（賃金）	¥300,000 円 （ ☒ 月給 ☐ 日給 ☐ 時給）
⑥ 按分率の考え方	☐ 勤務実績時間による場合 政務活動時間（ 時間）／政務活動（ 時間）＋その他業務（ 時間） → 按分率 / ☐ 勤務実績日数による場合 政務活動日数（ 日）／政務活動（ 日）＋その他業務（ 日） → 按分率 / ☒ 職務内容による場合（ ） → 按分率 1/2 政務活動+後援会活動
⑦ 添付書類	☐ 無 ☒ 有 ☒ 雇用契約書 ☒ 賃金台帳 ☒ 租税関係書類 ☒ 社会保険関係書類
⑧ 生計を一にする者の雇用でないことの申出	上記雇用者は以下に該当しないことを申し出ます。 ☒ 同一生計者ではない。 ☒ 自己、又は同一生計者が経営する法人の職員ではない。
⑨ 備考	

※雇用契約書・賃金台帳等、⑦の書類を添付してください。

政務活動補助業務賃金台帳(令和6年度)

【議員名 西川 均】

雇用者氏名	住所	生年月日	性別	雇入年月日	2023/11/1
-------	----	------	----	-------	-----------

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	賞与1	賞与2	合計
労働日数	21日	21日	20日	22日	21日	19日	22日	21日	22日	19日	18日	20日			246日
労働時間数	168.00H	168.00H	160.00H	176.00H	168.00H	152.00H	176.00H	168.00H	176.00H	152.00H	144.00H	160.00H			1,968.00H
時間外労働															
休日労働															
深夜労働															
基本給	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
時間外手当															
通勤手当(黒税)															
通勤手当(非課税)															
課税合計	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
非課税合計															
総支給額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000			3,600,000
健康保険料	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330	15,330			183,960
介護保険料	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400			28,800
厚生年金保険料	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450	27,450			329,400
雇用保険保険料	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800			21,600
社会保険料合計	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980	46,980			563,760
課税対象額	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020	253,020			3,036,240
所得税	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640	6,640			79,680
市町村民税															0
所得税還付									▲ 43,680						▲ 43,680
定額減税			▲ 6,640	▲ 6,640	▲ 6,640	▲ 6,640	▲ 3,440								▲ 30,000
控除額合計	53,620	53,620	46,980	46,980	46,980	46,980	50,180	53,620	9,940	53,620	53,620	53,620			569,760
差引支給額	246,380	246,380	253,020	253,020	253,020	253,020	249,820	246,380	290,060	246,380	246,380	246,380			3,030,240
領収印															

注 1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

受付(電子申請)
令和06年06月21日
奈良労働局

労働保険 概算・確定保険料 申告書 継続事業
 31759 石綿健康被害救済法 一般拠出金 (一括有期事業を含む。)

令和 6年 6月 21日

あて先 〒 630-8570

奈良市法
蓮町387奈良第3地方合同庁
舎

労働保険特別会計歳入徴収官殿

（注一） 石神によつて何處までも散開に及ぶるは佳氣
（注二） 一統萬國會は益納できません

又、此處所用之文字，均係根據一國之法律。

(17) 延納の申請 納付回数 1 (項30)

(8X10)X(12X14X20X□)欄の金額の前に「¥」記号を付さないで下さい。

(29) 事業主	郵便番号 639-2141	電話番号 (0745) 69-1234
	(イ) 住 所 (法人のときは主たる事務所の所在地)	葛城市之庄58-2
	(ロ) 名 称	奈良県議会議員西川均事務所
	(ハ) 氏名 (法人のときは代表者の氏名)	西川 均

社会 保険 労 務 士 記 載 欄	作成年月日・ 提出代行者・ 事務代理者の表示	氏 名	電話番号
	令和 6 年 6 月 2 日 提出代行者	社会保険労務士なかに 事務所 中谷守男	0745-62-1700